

『学校経営』一九六四年一月(第一法規出版)

## 教材行政論

矢口 新

(一)

日本では教科書が主なる教材であつて、その他の教材は補助教材であるという考え方があつた。そしてこれを誰も疑つていない。この考え方を土台にして、様々な教材に対する行政的措置がとられている。行政というものは、最も一般的な常識の上に成り立つものである。つまり社会の一般通念を土台として成立している。補助教材に対する行政が現在あるが如くにあるのは、そういう地盤から考えてみる必要がある。つまり主教材とはちがつた取扱いをするのが当然と考えられるのは一般的な通念なのである。

最近あるアメリカの教育学者からもらった手紙を見ると、アメリカではいわゆるプログラムド・テキストが物凄く多くつくられ出した。この傾向をみると、ここ数年の間に教科書の様相が一変するのではないかと思われる。プログラム方式が教育界にもたらした大きな変革は、まず教科書の改造ということにあらわれるのではないかということが書かれてあつた。このことを日本にあてはめてみるとどうなるかということをもふと考へた。

日本では教科書は検定制度であり、ちゃんとした検定期間があるから、とてもプログラムド・テキストなどというものはあらわれないこと

はあるまい。そういうものがつくられても、それは、ワーク・ブックの一種であつて、つまり補助教材である。現にくだらないものとしてワーク・ブックは扱われている。もつとも表むきくだらないものであつても、多くの教師がそれを使つているところをみると、それなりに価値ありと見られているのかも知れない。そういうワーク・ブックの一種として、日本でもプログラムド・テキストに似たものがぼつぼつつくられつつある。その中には現段階では良心的と思われものがないでもない。ところで、そういうものが本当に機能を発揮し出すと、果たしてどちらが主教材で、どちらが補助教材なのか。法規上の問題でなく、教育の実質においてのことを言つているのである。

アメリカでは現に、このプログラムド・テキストがあれば、その他に教科書という従来の形のものには不必要だと思わせるものがぼつぼつあらわれている。少なくとも従来の形の教科書は明らかに、補助的なものだと思わせるものがあるのである。それはむしろすこしもおかしくないし、スムーズに新しい教育が位置づいて行くように見えるが、日本ではどうか。

(二)

教科書が主教材でその他が補助教材であつてもかまわないけれども、主教材に比重がかかつて、補助教材では重味がかからないということになると、これからの教育の発展にはマイナス面が出て来ることになるのではないか。主教材、補助教材というのが、そういうことをあらわしているとすれば、まずその点を根本的に改める必要がありはしないか。

教科書が主教材であつて、とくに重味をかけなければならないというものは、一種の歴史的な考え方である。そこには、かびくさい考え方

も附着しているのである。教育における機能という点から見ると、共に生徒児童を育成する媒介物であつて、一つ一つ具体的に児童生徒が学習を成立させていく過程においては、教科書よりもはるかに効果を發揮する教材があるのである。

理科の授業を考えてみよう。その授業は、教科書の叙述に従つて進められるのかも知れないが、児童生徒にとつては、授業の時に眼前にある自然の事実、実験、観察されている事実が最も重要である。そこにある自然の事実や、或いは実験的操作によつてつくり出される事実や、更に実験観察のための道具がなければ、児童生徒は育たないのである。そういうものに対決し、行動することを通じて、児童生徒は、自然に対決する行動を身につけるのである。そういうものがないと自然科学の教育は意味をなさない。児童生徒の頭脳は、自然という媒介物、実験観察の道具機械という媒介物を通じて育てられるのである。このように見ると、補助教材といわれているけれども、人間形成にとつて重要な役割を果たすのである。人間形成の意味からは、主教材たる教科書に劣らないのではない。少なくとも、理科の教育で教科書は何を意味するかといえ、補助教材程の比重をもたないとも言えよう。もつともこの点については異論がある人が多いかも知れないからせめて同等と見てもよい。にもかかわらず教科書が重く見られているには理由があるのである。

古来日本には書物は知識の宝庫であるとして尊敬する思想がある。封建時代はとくにそういう思想で、先師の教えがもられた書を尊敬して、いささかもたがわざることを旨とするという秘伝、相伝の思想がある。座右の書などという思想もある。これはすべてが誤つた考え方ではないが、それが通俗的に解されると書を信じて、これを拳々服膺してひたすら暗記して行くことが学習となるのだという思想を生み

出す。教科書をよくおぼえておけということになる。そして更に教科書をおぼえること、それが勉強である、勉強イコール教科書講読という思想となつて、それが教科書は主教材という思想につながる。教科書のもつ特色を認めて、その機能を十分に生かすことはよいけれども、それ以外に勉強がないと考えたり、それ程でなくとも、他の人間を育てる教材を軽視するのは、極めてよくないことである。

こういう通念の上で、他の教材を重要だとは思つが、まず何より教科書だということになつて来ると、やはり教育の發展をはかる上で問題が生ずるのではないか。

### (三)

教育行政とは、教育条件の整備をはかることが最も重要な役割であることは、誰も異存のないところであるが、日本のように、教科書のみの比重が徒らに重いと、補助教材はすみに追いやられる傾向になる。現在教育を發展させるためには、非常に多くの教材が必要である。あらゆる種類の教材が児童生徒に提供されなければならぬ。理由はそういうことなのであるが、見方をかえれば、そこには日本社会の教材観の貧困さがあらわれているとも言える。教材を豊富に利用して、それらによつて、人間を育てようとする考え方は、もつともつと教育界には強くあつてよい筈である。教育界がうんと強いという要請をもつていけば、一般社会もまたそれに応じて、そういう教材を学校の中に提供しようという考え方が強く出る筈である。しかし実際に教育の世界をみると、一応は、教材の不足を言うけれども、さて本格的に、それらをフルに利用して、それにて、人間を育てようという考え方は強くないのである。そこには教材の主なるものは何といつ

ても教科書であり、まあそれがあれば、他のものがまんずるといふ考え方は、どこかに頭をもたげて来るのである。教育界がそうであれば、それは教育界以外の所ではもつとずっと強い。そういう社会的条件の所で、成立して来る教材行政はやはりその雰囲気は教科書中心にならざるを得ない。それをのりこえて、豊かな教材を児童生徒のもとにおくりこむ行政を成立させることは非常にむずかしいのである。

学校図書館法というのがある。学校に図書館を設けて、児童、生徒の読物教材を拡充する意味をもった法と見ることができると、実際にみると、多くの学校の図書館が見る影もない姿を呈している。ここに教材行政の限界が見られるような気がするが、結局今の教育の行きつく所は、最低基準の教科書教育だということのように思われる。様々な行政的な努力にもかかわらず、水の低きにつくが如く教科書に終わってしまったのではないか。こうなると、補助教材行政という考え方を根本的に考え直す必要があるように思われる。

#### (四)

視聴覚教育振興法を成立させようという動きは随分長い間続いているが、一向に成立しそうにもない。文部省が熱心ではないのはいかという人もいるけれども、問題は別の所にあるように思われる。大体、日本の教育界に、それ程視聴覚教材を重視する雰囲気はないと見る方がよさそうである。視聴覚教材などというものは補助教材も補助教材、極く端の方に存在するものでしかない。それだからこそ必要だという論もあるけれども、行政がそれ程指導的役割を果たすことが出来ると考えてよいか疑問である。少なくとも先頭に立って進むものではないようである。法律などというものはもつと一般にそういう雰囲気が強くなって来なければ、現実的に成立しそうにもない。たとえ

成立しても、うっかりすると、見る影もないライブラリーがあららこちらに存在する結果に終わるおそれなしとしないのである。

それはしかし別な面から見ると、補助教材行政のわくの中における問題として考えていては、とうてい解決しない問題だということに見ることもできる。つまり教育の全体の体制が教科書教育的体制なのである。すしづめ学級が解消されないというのも根本には、教師が五十人の生徒を一からげにして授業すること、教育になるという常識があるのである。イギリスがバトラー法によって、二十五人の学級を實現したのは、ただ人数をへらすというだけの問題でなく、生徒の学習活動について根本的にちがったヴィジョンをもったからである。豊富な教材を利用し、児童生徒が一人一人十分に活動する姿が描かれたからである。日本では教育は一教師対五十人の生徒の講義と問答の方式で、主として口先きのことだという考え方がぬけない。そこには教科書があればよいのである。

この考え方は自覚されたものというより、信じて疑わざるものとなっている。だから最近は三十人位の学級が多くなって来ても、依然として三十把ひとからの教育が行なわれている。それは、結局は教科書さえあれば教育は成り立つという教育観なのである。子供は（いかな人間は）さまざまなものにふれて育つということを、教育の現場で實現しようとする意欲が出て来ないほど、教科書中心の教育は定型化している。これが教科書を主教材として、出来るだけ多くの補助教材を使って教育をしようという考え方の、従ってまた教材行政の結果の姿であるといつてよいのである。

このように見ると、教材行政が、二つに分裂して、主教材行政と、補助教材行政とになっているということ自体が問題ではないか。新しい教材行政として構造転換が必要になって来ているのではないかと

思われる。産振法や、理振法、学校図書館法などが示す方向は、それらが一つのものとして取扱われることを要請しているのだと考えられる。これらが全体として、教材行政法としてまとまったものとなること、新しい教育を建設するための条件整備の仕事として必然の方向だということにはしないか。これは何も形の上の統一ということとを言っているのではない。教材行政というのは、これからの教育をつくりあげる重要な礎石となるものであって、これによって、豊富な教材が、絶えず教育の現場に流れこむようになることが必要である。それは首尾一貫している必要がある。教科書のような教材は、検定というわけで、統制を加えることに重点がおかれ、ある教材は科学技術の振興ということで、日の当る場所にあり、ある教材にはあまり力が入らないというようなバラバラな形は、現場を混乱におとし入れるだけである。それでなくても現場は、まとまった教材という考え方に乏しいのであって、それが更に、教育外の世界の教材に対する関心の薄さをつくり出している。そういう日本社会の教材提供力、教材確保力の弱さを打開することが、現在の問題だと言えるのではないだろうか。

### (五)

いわゆる地行法といわれる地方教育行政の組織および運営に関する法律には、補助教材に関する取扱いの規定がある。またその時の次官通達によって一応のわくがきめられている。これらを見ると、補助教材についての取扱いに関しては必ずしも、一貫した方針があるとは思えないものがある。それが極めて微妙な問題を含んでいることはよくわかるし、必ずしも法的規定によれば、明確に処理方針がきまり、処理ができるという種類の問題でないこともわかる。それは基本には、教育にたずさわる者の良識の問題であったり、社会の良識の水準の問題であるとも言えよう。日本の社会がその点で、どれだけの水準にあるかということも、人によって種々意見のわかれる所だと思ふ。

教科書の検定なども、水準の高い国では無くともよいのである。一般に学校の教育に使用するものについては、社会が一定の常識をもって特に規定が無くとも十分であるという国もないわけではない。社会におけるサービスの精神とかフェアプレイの精神が日常の生活の中に浸透していることの強さが、そういう所にあられるとも言えるのである。或いは教育の公共性、中立性についても、人々の間に明確な自覚と自信のあることが、特に法的規定を必要としない、或いは最低の規定で足りるということになっているのであると思われる。たまたルールを破壊する人間がいても、それは社会の力で克服することができるという底力があるとも言えよう。わが国でも、そういう力がないわけではないが、それがもう安心できる線に達しているとは言えない所に問題が出て来るのである。

そういうことは教材問題に限らないが、教材行政においては、そういう底力のなさが、とくにこれを積極的な方向へ推進させないで、消極的に制約を加えるという方向を生み出して来るのである。教科書行政においても、補助教材行政においても、積極的な方向へのものが、とかく裏にかくれてしまうという点は全体としての社会が考えなければならぬ問題である。これは行政がどういふ地盤で行なわれるかという問題で、直接行政の問題ではないが、しかし行政の性格を規定するものであり、またそのことを自覚した行政である必要がある。

### (六)

公教育をバックアップする教育ビジネスとも言われるべきものは、今後益々拡大するであろう。教育が教育者やその関係者でのみ行なわれ

ることはないが、今後は益々そうなる。つまり公教育を実施するにはその周辺のさまざまな産業がこれをバックアップしなくてはならないのである。かつて教科書を国が作成し、印刷会社で印刷して配付したというような単純な形のビジネスではなくなりつつある。いな、そうではなく益々幅の広い教育ビジネスに関連をもち、そのエネルギーを教育の中へ導入することができるか否かによって、教育の効果をあげうるかどうかともきまるといってよい。教育ビジネスと教育との関連は、教材という面で最も密接であるということができよう。教材行政とは、教育界に教育ビジネスのエネルギーをどれだけ豊富に、しかも合理的に、不断の流れとして流しこむことができるかという問題を処理する行政だと考えなくてはならない。

そのための、教育の世界にどのような受け入れ体制をもたせるか、如何なる組織をつくるのか、教育ビジネスの世界をどのようなものとして育てあげるのか、両者の間にどのような協力体制をつくるのかということが重要な問題となるべきであろう。

そういう考え方にならないと、はじめに述べたようなアメリカにおける教科書の改造というような事態に応じた教材行政、つまり進展する教育の実態に即応する教材行政を行なっていくという体制にならないのではないか。そうであっては、教育を進展すべき教育行政が、教育の進展のブレーキになるようなことにもなりかねないということになる。

(国立教育研究所)